

## 表彰並びに表彰推薦規程

### [趣 旨]

第1条 この規程は、公益社団法人茨城県診療放射線技師会（以下本会という）創立の趣旨に従い、顕著な学術功労が認められ、また、永年勤続による功績に対して表彰に関する規程の必要事項を定め、他会員の模範とするにたる者に対し功労表彰、学術表彰、永年勤続表彰ならびに、公益社団法人日本診療放射線技師会、茨城県知事、厚生労働大臣等に対し表彰推薦をおこなう事を目的とする。

### [対 象]

第2条 表彰は次に該当する者に対しおこなう。

#### 1 功労表彰

- (1) 本会に10年以上の会員歴をもち、本会会員であり、かつ本会役員として5年以上の在任期間を有し、社会貢献、本会の運営への寄与等により本会の進歩発展に対する総合的な貢献が顕著な者。
- (2) 保健医療に関し研究、発明、発見および考案をおこなった者。
- (3) 役務に献身精励し顕著な功労があった者。
- (4) 他の模範となる善行があった者。
- (5) 役員功績調書および履歴書、功労表彰推薦書により推薦するものとする。

#### 2 学術表彰

- (1) 本会に関連する学術業績または技術上の優秀な成果ならびに本会の進歩発展に多大な寄与をし、さらなる活躍が期待される者とする。
- (2) 学術表彰は大会賞、論文賞、奨励賞とする。
- (3) 大会賞は、本会会員のうち本会学術大会において、研究内容が極めて優秀であり、かつ本会の進歩発展に多大に寄与し、さらなる活躍が期待される者に対し授与する。
  - 2 受賞候補者は本会会員として5年以上の継続会員歴を有する者とする。
- (4) 論文賞は、本会会員のうち放射線技術学研究における業績が極めて顕著で、かつ本会の進歩、発展に多大に寄与しさらなる活躍が期待される者に対し授与する。
  - 2 受賞候補者は本会会員として5年以上の継続会員歴を有する者とする。
  - 3 本会会誌ならびに国内紙、国外紙に発表された論文を対象とする。
- (5) 奨励賞は、本会会員のうち放射線技術学研究において顕著な成果を発表し、将来の発展が期待できる者に対し授与する。
  - 2 受賞候補者は、本会会員として3年以上の継続会員歴をもち、募集締切日において、原則として満30歳未満の者とする。
  - 3 過去において本会の受賞歴のある会員は再申請できない。

#### 3 永年勤続表彰

- (1) 診療放射線技師として国民ならびに県民に対し保健の維持発展に多大に寄与した者。
  - 2 40年以上放射線技師関連業務に従事した者で、本会会員に入会后継続して30年以上会費を完納した者は、勤続40年表彰者とする。

[表彰の推薦]

第3条 各賞の推薦は、本会規程にのっとり表彰委員会が指定する様式の推薦書および履歴書を添えて表彰委員会に提出する。

[表彰の審査]

第4条 表彰の審査のため表彰委員会を置く。

2 表彰委員会は推薦内容を厳正にまた公平に審査し、規程に沿うものであると判断できるときは、会長に対し申請することができる。

3 表彰規程に該当し、申請が提出された者に対し、会長は理事会にはかり、承認を得ることとする。

[国、県等の表彰の具申]

第5条 本会会長は、本規程第2条に定める表彰をおこなうほか、特に優れた功績があると認めた会員について、他の団体に対し表彰を具申する事ができる。

[表彰の時期]

第6条 表彰は特別な場合を除き年次総会においておこなう事とする。

[表彰の方法]

第7条 表彰は表彰状をもって授与しておこなうものとする。

2 表彰状には副賞を添える事ができる。

[規程の改廃]

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決により行う。

附則

1 この規程は、一般社団法人および一般財団法人に関する法律および公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める、公益法人の設立の登記の日から施行する。